

第三節 シニグ

(島伊名重著「維新前に於ける
本島城籠祭の内容」より)

一 しにぐ祭の由来及び終局

しにぐ祭の由来は得て詳らかならざれども、第百十三代中御門天皇の宝永八年正徳元年今を去ること二百十年、六代将軍家宣の時、沖永良部島与人平安山、全久米村、全具永久、与論島与人前里、全喜久里の五人連名にて、沖永良部島与人平安山より、御国許(鹿児島)にて差出候書留書類に左の一節あり。

沖永良部島本琉球御支配の時、毎村女一人づつ「のろ米(くむい)」と役目召し建てられ代はり合の節は琉球へ罷渡り御届申上候を以て弥々願の通り「のろ米」役仰付られ候趣きを以て朱書御印判の御書付成下され申候処上城の「のろ米」代り合の節例の如く琉球渡海の処右姪生れつき美々敷その上器量衆人に勝れ、国王様の御目立

御貫に付差上申候処その後右腹に王子御出生遊ばされ御成人の後沖永良部島成下され御波海の上、内城へ御城御普請之あり世之主と称へ奉り御付人外役々の儀琉球に準へ召し建てられ、夫々官位に応じ金銀の髪差、朝衣大帯等差用仕申されたる由之あり、依て御在世の時三年に一度島中御巡視之あり村役々の者共、白黒赤の鉢巻、木綿白地の胴衣袴着にて中途御迎罷出候由、今にしにぐ祭と申伝その例えあり申候云々とあり。

又しにぐ祭は本島太古よりの大祭日にして各村首長の内有力なる一人が全島を一統したる祝祭日なりとの説もあり、又一説の口碑に世之主の母親は俗に上城の沖ヌル、実は小名久保ヌルそのヌル米が琉球へ進貢物上納の際、風采美はしく器量衆に勝れたる、琉球王の目に触れ妾となり、その腹に生れしが「世之主」なり。右「ヌル米」が沖繩より帰航の際には、既に分娩すべき産月にて船中既に分娩の兆候ある故初め屋子母港に入港して大津勘付近にて分娩せんと企てしに、此処はしにぐ祭故そんな汚れことは御断はりだと断はられ詮方なく止むを得ずその次の島尻港にても同様断はられ止を得ず恥を忍びて下城村の下、即自己生郷の沖泊に入船上陸して下城の人間と

いふ、沖泊より鳥波小名久保に行く道の傍なる現今源瑞幸氏宅の前の金森と言ふ人の屋敷の辺まで来る時に圧迫せられ、その際雨中と見え雨みのにて屏風に代え、三本の石を立てかまどとして粥を炊き、そこにて産みし子が世之主がなしなりと該地の老翁等の口碑に伝えられたり。その地今に茅葺の小さき庵あり、雨に濡れたり、日に晒す時は火事又は死亡等の災難事ありという。

而してその世之主は七才まで西見にて成長至し七才の時琉球王の命により位に就き内城に登りしといふ。

之に依つて惟みるに分婁の時にしにぐ祭とて宿を貸さざるに因つても窺知できるように、しにぐ祭の以前よりありしことは明々瞭々たるも、その幾百年前よりありしかは詳かならず。しかもその終句は明治三年午年までは致し、次回まで致す可きは必ずなりしが、明治五年よりは維新の大改革と共に難なくこの唯一絶体の神の大祭も全く跡を絶つに至れり。所謂我国武士の佩刀を解かれしと一般この大々的なる現にしにぐ神と言ふものは居ると思ひし觀念が根底より破壊せられしは島民の風習として誠に美拳と言ふべし。しかしながらそれには二大原因あり、即ち一は多額の費用を要し、二には世の澆季に流れ、旧

三 御 使

しにぐ祭をなす前に於て兼ねて、案内しまわることである。全島には百(百とは家百戸よりの上納をとる家なるを以て、その役目の名)といふ首長が三人いる。即ち、余多の百、屋子母の百、西見の百之なり。而してこの外に百といふ者が各村(字)に二名若しくは一名いる、その次に「のろ米」とか「道差司」等いふ役人もありて、俸給の代りに永久的に地所を領したりといふ。

太古には戸数百戸よりの租税を受けし人故に百といふと前述の如くしにぐ祭に關係する役員はありしが御使に出てくるものは本百のみにて自己の部内を担任せる与人及び「大アンシヤリ」目差、「オイビ衆」の内に参上して左記の「上言(ういごと)」をなす。(終つて後酒肴や味噌を頂く)「上言」をなすは拾数名又は廿何名の内より首長なる余多の百、屋子母の百、西見の百等が引率せる各百の総代にて言上す。予(島伊名重)は余多の百の「上言」を得たれば、他の二人の百も大同小異なりといふ。即ち余多の百の「上言」は次の通り

とは今の士族即ち衆多組のみが大旗を立て威勢を張りしに近年までも百姓の旗は小さき竹の端に布片を結ぶ位に止まりし故しにぐ祭は待連中の施行せし祭なりしが当地の今日四民平等の無階級といつても可なるくらいに社会となりしに因りしならんか。又一方同時に与人やその筋よりの厳命なりとのことに基きしならんか。

注①要するに「しにぐ祭」は世之主の生後島巡視の歓迎なりとの説と、

②分婁前に於て「しにぐ祭」故宿貸さぬと言つて、其の前よりありしこととの二説あるを記して参考資料に供す。

二 しにぐ祭の順序

しにぐ祭には、御使、馬具試等の準備あり、その外、初しにぐ、当しにぐ等ありて隔年一回しにぐ祭を施行す。

而して施行する年をしにぐ年といい、施行せざる年を神無年といふ。しにぐ祭を施行するは大凡二十日間なり。左にその順を追ふて逐一之を述ぶることとせん。

「アマタ、ヤアジヤ、ハアビヨ、シンビヨ、アシチウラ、クヌギ、ハタユタイノ、ワシタビガ、ヒユウカラ、トウカミカノキノトノ、トイノヒニ、シニグンガナシノ、ガラミチ、チャブングト、ウンチケシヤブラ、トウト」と両手を合掌して申し上げる、他の百も同様すると、受ける主人も一同同時に拝礼をなす。

右「上言」の釈
「余多、屋者村、上平川村、下平川村、芦清良村、黒貫村の、二十四人の、私共が、今日から、十三目目の乙の、酉の日に、しにぐという尊い御祭が御始りでございますから、御招き(御案内)致します、どうぞ拝みます」と合掌す。

百の裝飾は立派なる馬具鞍、くつわ、鈴、染分の手綱を掛け、真白の着物に白の神スゴキを頭に巻き結び垂れ、黒白の染分手拭を両側に挿し其疾走車の如し。

四 尻繩試(しじやたみ)

尻繩試はしにぐ三日前に馬具及乗馬の人に馴れているや否やの試験、練習の為に行ふものなり。平常は代官の

居る側の仮屋の馬場より乗馬は全然厳禁なりしが此当日のみは代官も御免なされたりと、一老母曰く此日や、しにぐの当日などにかかる多くの肥馬、俊馬が頭を揃へて並び立ち、くつわを接して併行しても毫もいななかず、又騒がざるを見れば実に神馬といふも強ち誣言には非ず云々と。

五 本しにぐ祭

しにぐ祭の最も終局なる明治三年午の年（大正十年より凡そ五十二年前）のしにぐ祭の實際談を聞き得たれば左に記す。

いよいよ当日になると与人三人共馬上よりユーグマイ（夜籠）として夜中に内城へ罷越し（明治三年の大城（ふし）の主（しゆ）（大司と書）は山真粹憲、喜美留の主（喜美司）は沖蘇廷良、久志検の主は土政照の三人大城の主は御居城の城へ登る左側に夜籠りの庵を結び、喜美留の主は上門の溜池の西の方、久志検の主は其の北方にこもり居て翌朝、時の来るを待ち居たり、而して各与人への報告（刻限来たりとの）報告は上城村の百、大山に夜籠

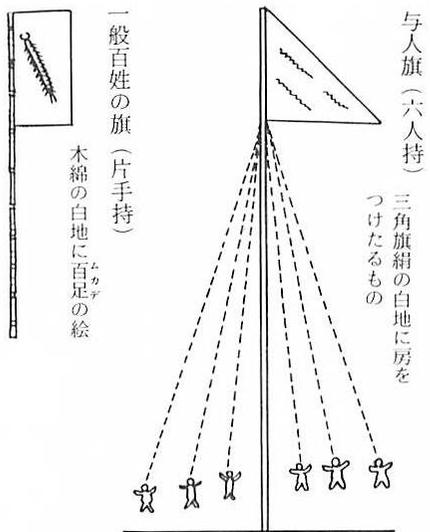
りして即ち大山の頂上にて太陽の東天に御光のさし出賜はんとする時、ときの声を上げて旗を振りつつ「オホエ、オホエ、オホエ、オホエ、ウフエー」といふ合図をなすを見て、内城の御居城にては「大司の主サーリ、喜美司の主サーリ、久志検の主サーリ、なあ時ぬチャブタン」といって報告を申すと二分もすかさず各与人同時にくつわを揃えて御居城に登りて式を済ます。（この時日の出を合図に余多の百、屋子母の百も之に準じて式が始まる由）それより大城の主（大司の衆）は多くの随行等の馬乗りの一隊を率い与人旗を推し立てて大城の西方の石根といふ所より大城を経て玉城、皆川、古里との合戦の場所に出張す。喜美留の衆は内城の屋者川の辺より東石橋を横切て右場所に向ふ。然して久志検の衆は玉城の前に待ち構えて二人も各々自己に属する一隊の馬上隊を率い与人旗を押し立てて皆川のしにぐ塔に会合してより即刻皆川の集庭（すうみや）といふ所に集會す。この立合たるやあたかも擬戦の如くにて太鼓を鳴らしつつ其「バチ」にて頭や胴などをなぐり合いもする由である。而して最初各隊を率いて皆川のしにぐ塔に来て会合をなす時玉城の方は北方より南方に向ひ、又皆川古里の方は南方より

北方に向つて儀式をなし一礼して各々別るる山に候、三人の与人が各々部下の一隊を率いて集庭に行く途中の威勢はあたかも現代の司令官の各隊を引率して戦場に赴く時は斯くもあるかと偲ばれる。三与人三隊とも総て白装束にてともどもに至るまで白全隊にて、次の図の如きものを持ち「オホエ、オホエ、オホエ」と三回ずつ唱えて「ウフエー」で止めるといふ。

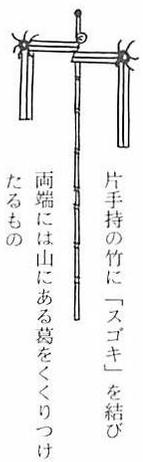
因みに記す此玉城、皆川・古里の擬戦に於て太鼓を鳴らし調子を合せて互に太鼓のバチにて叩き合いをなして合戦の真似をして躍ったり跳ねたりする時に従令実力は実際に於て皆川古里強くとも是非玉城の方は世之主の軍勢故負けざるを得ざる法則なりと、而して漸次、皆川、古里は退却して小字森里という屋敷まで退却してきて戦い、そこに各々退散するといふ。而して当地しにぐ祭乙の酉の日には全島民一人も残らず男子は白地の絹布（神絹という）又は白地の綿布にて作りたる白装束なりき。

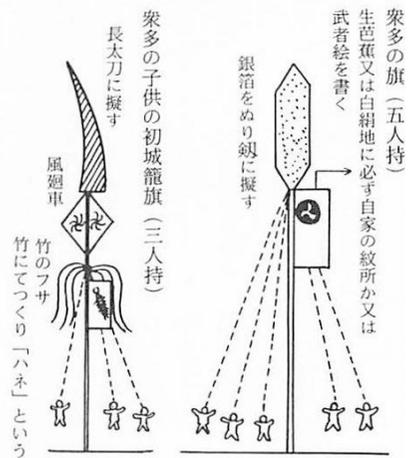
皆川にて接戦の際は玉城は白着物に全部赤の帯を破り皆川古里は白装束に白の帯を破りて目標となせし由なりき。

図2 シニグの旗指し物



各村の百及び道差司等役員の時つもの之を「神サジ」といふ





六 与人の島廻い

皆川のしにぐ終つて与人三人、目差三人、時の百一人、木掟三人、城サバクイ(大城の政統) 大アンシヤリ一人(婦人一人) 及其供一人(大城の山田夏子といふ人) 総て馬上より白装束にて余多村を経て屋者までは是非行かざるを得ざる規定なりとか、然して当日は帰宅して又其翌日即ち二日目の日は又久志検、上平川、芦清良、黒貫瀬利覚を経て屋子母に一泊、それから三日目の日は屋子

七 初しにぐ祭

母、大津勘、徳時、島尻、田皆を経て西見に一泊、又それから其の翌日即四日目には田舎平、永領等を経過して内城に行き全島を一周して、内城の御墓に参詣をなし、兼ねて三年前のしにぐ祭に世之主ガナシの霊前に供奉しある御酒一升とを取り替へ新に供奉して翌々年のしにぐまで備え置くものとす。其際瓶の口に充分紙にて栓をしてある御酒や水に埃のある時と無い時がある。其埃のある年は必ず大風が吹くと、又埃のない時は大風なく豊年の兆しだとの風説がある。

解散の時には其島巡りをなしたる人々が内城の「トムい堤(ちぢ)」といふ所にて人々が一同相撲をとつて一同解散することとなり。

ち同等というわけにもいかず、故に旗にも大小もあれば又装飾品にも高低のありしとは免れざるも、とにかく衆多連のみなりき。その雑費たるや実におびただしく、初しにぐある家にては兼ねて乗馬を準備し、それに子供を抱く人一名、馬の口引別当一名、旗持三人都合数名を要するのみならず、家族や親族も総出にて一人も家に残り居る者なく故に「陣担荷」とて、今の「水汲担荷」よりなお太くして高き同形の桶二つの握り飯や御菜をこしらえ担はしめて行く故に一戸必ず大きな豚を一ぴき殺し又二、三戸共同にて豚を殺すことはほとんど現代の旧正月の如し、その一週間は三々五々の快樂を尽すのみ故にその経費は実に多額に上れりという。

は米を家の経済や家の人員に応じて出さしめて「百」の家にて一緒にまとめて作らしむ。一週間の中は誰人も来て貰つて飲んでも差支なしと、上平川村もその点一致す。この甘酒を誰にも与えて飲ましむること同じ、しにぐとの舎にて行う。要するにこれはしにぐ祭を済ましたる役員の慰勞なりという。小桶に柄をつけた柄杓の一杯だけ、その外男の子二人ありて長男十八になればその柄杓十八杯、又次男ありて十五才になれば十五杯を「村」に上納すべき規則なりという。

八 当りしにぐ

之はしにぐ祭の一週間後に於て行う。そのやり方は、各村異なれど大同小異にして昔の各村の「百」「ヌルクムイ」の外「大差司」「ミキ差司」「ミキとは味醬の意ならんか」という役員のありし由、その方法上平川村の如きは家の戸主は甘酒(味醬)を作らしめ、又屋者村にて

九 西見の「ウツタハチブル」

この日は西見しにぐとて当日三日前より全島の人民、西見に集合して「ウツタハチブル」(ハチブルとは内地の面のこと)見物す。「ウツタハチブル」とは西見しにぐの神思ひといつて、実は男四人なりしが二人は女にしてその男の中二人は舟を漕ぐ真似をなし、二人は調子よく太鼓を打つて踊をなす。するとその踊りをなす女形の者は縮緬の帯を頭に結び垂れ、大柄の着物を着て左股上に挿み(俗に又サシという)て四人とも声を揃え、調子

を合せて面白く歌う由その歌を次に記す。

「ヒヤリガコウ／＼／＼／＼ヒイヤリ、ヤーリ。ヒイヤリヤーリ／＼」と歌うという。

然して初めは上城の「熊里」の東の山にてちよつと始めてから、それから「稲葉」の「入前」の西にある「ウツタ墓」の中より「ハチブル」を被りて出づるからその名がある。然して再び西見に帰つて来て種々の戯れをなして退散するなり。

要するにこれは「ウツタ味噌」を保護する為なりと、又西見しにぐの余興なりともいう。

※ 明治四年世之主仏祭の処神社に改称し、神祭に改新し城籠祭を廢す。

※ 島 伊名重氏「維新前に於ける本島城籠祭の内容、大正十年辛酉如月二完」を転記した。